

小林市養護老人ホーム慈敬園Z E B改修事業

募集要項

(第3版)

令和6年9月 17 日

小 林 市

1 目的

「小林市養護老人ホーム慈敬園ZEB改修事業」（以下「本事業」という。）は、「小林市養護老人ホーム慈敬園ZEB改修事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて、ESCO事業として実施するものであり、その実現のためには、広範かつ高度な知識・経験、専門的な技術を要し、計画・設計から施工・設備の維持管理運営まで一貫して発注する必要があるため、価格競争のみによらない、公募型プロポーザル方式により当該事業を実施する民間事業者を募集する。

選定にあたっては、本募集要項及び仕様書に基づいて、最も優れた提案を選定する。

なお、最も優れた提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市との間で契約の締結に向けて詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者（以下「ESCO事業者」という。）として本市と契約（以下「ESCO契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとする。また、本募集要項及び仕様書の内容は、最終契約の一部になるものとする。

2 事業内容

（1）事業の名称

小林市養護老人ホーム慈敬園ZEB改修事業

（2）契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

（3）事業概要

仕様書「4. 事業の基本計画」記載のとおり

（4）ESCOサービス料

仕様書「4-4. ESCOサービス料」記載のとおり

（5）事業場所

仕様書「2. 対象施設」記載のとおり

（6）業務の範囲

仕様書「4-5-6. ESCO事業者が行う業務の範囲」記載のとおり

（7）事業スケジュール

仕様書「4-5-7. スケジュール（予定）」記載のとおり

※第3回選定委員会から優先交渉権者決定までの詳細スケジュールは応募者に通知

3 応募条件

（1）応募者

（ア）応募者は、ESCO事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。

（イ）グループで応募する場合は、代表者（後述の事業役割を担うこと）を1社選定すること。

（ウ）参加表明時、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(エ) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

(オ) 応募者は提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては本市と協議した上で合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

(ア) 応募者は次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。また、構成員が複数の役割を担う事ができるものとする。

①事業役割：本市との対応窓口となり契約等の諸手続を行い、事業遂行、省エネルギー効果保証の責を負う。なお、代表者はこの役割を負う。

②設計役割：設計に関する業務を全て実施する。

③建設役割：建設に関する業務を全て実施する。

④その他役割：上記①～③以外の運転、維持管理等の業務を各々実施する。

(イ) 事業役割が複数の企業で構成される場合には、企業間の事業役割に関する合意書を本市に提出する。なお、その合意書には、事業役割の構成企業のうち1社が、代表者として本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。

(ウ) 事業役割を担う企業、設計役割を担う企業、建設役割を担う企業が異なる場合には、適正な委託契約又は請負契約を締結し、本市に報告する。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

(ア) 応募者は、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

(イ) 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。

(ウ) 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証できる者であること。

(エ) 事業役割を担う応募者は、令和6年度小林市競争入札参加資格者名簿において、「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」、「役務の提供」もしくは「物品の提供」に登載されている者。）であること。ただし、工事の下請け事業者やESCO設備の維持管理・保守点検業務を行う者は、それらを円滑に行うための拠点を本市に有する者であることを原則とする。

(オ) 事業役割を担う応募者は、過去に省エネルギー保証に伴うESCO事業の実績があり、経営の状況が良好であること。また、宮崎県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(カ) 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、又はこれらに類する資格者が所属する者であることとする。なお、設計役割を担う応募者は複数社でも可とする。

(キ) 一般社団法人環境共創イニシアチブが公募するZEBプランナーに登録されていること。なお、グループの場合は、構成員のうちいずれかの企業が登録されていること。

(ク) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。なおESCO事業者となった場合は、建設役割を担う者は工事を適切に施工するため、監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。なお、建設役割を担う応募者は複数社でも可とする。

(ケ) 参加表明書提出後に、提案の要請を受けた者

(4) 応募者の制限

本募集要項公表の日から提案書提出日までの間に、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員になることはできない（ただし、設計役割が複数社あり、ZEBプランナーの役割を担うもの1社のみが（イ）に該当する場合を除く）。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 提案書の提出時において、令和6年度の本市入札参加資格者名簿に登録されていない者

(ウ) 参加表明の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定により営業停止の処分を受けている者

(エ) 本市の入札参加資格指名停止措置を受けている者

(オ) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

(カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

(キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立てをしている者、又は更正手続開始の申し立てをなされている者

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する者

(ケ) 参加表明書に虚偽の記載をした者、又は重要な事実について記載をしなかった者

(5) 応募者に関する留意事項

(ア) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。本市は応募者に無断で提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、応募者がESCO事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(エ) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(オ) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

(カ) 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(キ) 指定管理者との調整

仕様書「5－5－2. 支払方法（6）」なお書き記載のとおり

(ク) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

(ケ) 提出書類の変更禁止

本市の指示に基づく場合を除き、提出書類の変更はできない。

(コ) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

4 E S C O事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。

(3) 選定委員会の構成

委員長 1人

委員 8人

(4) 最優秀及び優秀提案の選定

本市及び関係機関の職員で構成する選定委員会を経て、「1.1 提出書類・作成要領」に沿って審査を行い、提案の中から最も評価点の高い提案を最優秀提案として1件、次に評価点の高い提案を優秀提案として1件選定する。

(5) 詳細協議

最優秀提案をした者は「優先交渉権者」となり、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市と協議し、必要に応じて覚書、又は優先交渉権者の地位に係る協定の締結等の必要な手続を行う。なお、この際の協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。また、優秀提案をした者を次選交渉権者とする。

優先交渉権者は、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書ほか必要な資料を用いて、提案の内容を基にしたE S C O事業フレームを構築し、本市との間で契約の締結に向けた詳細協議を行い、事業スキームを構築する。

(6) E S C O事業者の選定

(5)の詳細協議の後に、優先交渉権者は、本市と指定管理者と事業スキームに関する協議を行い、予算措置を含めて協議が整った場合にE S C O事業者としてE S C O契約を締結する。同時に、E S C O事業者は別途、指定管理者と事業スキームに基づいたE S C O事業の実施に関する協定を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次選交渉権者と同様の詳細協議を行う。

(7) 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地

小林市健康福祉部長寿介護課（担当：永野、原田）

TEL 0984-23-1140

E-mail : k_kaigo@city.kobayashi.lg.jp

5 提案募集スケジュール

(1) 日程

仕様書「4-5-7. スケジュール（予定）」のとおり

(2) 提案募集の手続き

(ア) 募集要項の公表

募集要項は、令和6年8月28日（水）から本市ホームページで公表する。

(イ) 募集要項に関する質問受付

本要項及び資料に関する質問は、次により行う。

① 質問の方法

質問は、質問書（様式1号の1）で作成し、電子メールにより事務局へ提出すること。電子メールの送付と併せて事務局に受信確認すること。

② 受付期間

令和6年8月28日（水）から9月11日（水）まで

③ 回答

回答は、本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(ウ) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を持参又は郵送で事務局に提出する。電子メール、FAXでの提出は不可とする。なお、郵送の場合は受付日までに必着とする。発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

① 受付日時

令和6年9月20日（金）17時まで

② 提出書類

「10 参加表明時提出書類・作成要領」による。

(エ) 応募者資格確認結果の通知、提案に係る要請

資格確認の結果は、本市から参加表明書記載の代表者に郵送及び電子メールで通知する。資格が確認された場合は、併せて提案に係る要請（以下「提案要請」という。）を当該メールで行う。なお、資格確認の基準日は、令和6年9月20日（金）とする。

(オ) 現場ウォークスルー調査

本事業に参加表明を提出し、本市より応募者資格確認を受けた有資格事業者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施する。当該調査への参加は応募者につき、5名以内とする。

① 日時

令和6年10月1日（火）～4日（金）10時～16時（12時～13時は除く）

② 申込

前日までに、参加事業者名、参加者所属・氏名について、事務局あてに電子メールにより申込むこと（申込用紙の様式は問わない）。なお、応募者につき、5名以内とする。申込多数の場合やその他の事由により、日時の変更を指示することがある。

③提示資料

- ・図面（建築工事、機械設備工事、電気工事）
- ・指定管理仕様書

（カ）現場ウォークスルー調査に関する質問受付

現場ウォークスルー調査に関する質問は、次により行う。

①質問の方法

質問は、質問書（様式第1号の1）で作成し、電子メールにより事務局へ提出すること。電子メールの送付と併せて事務局に受信確認すること。

②受付期間

令和6年10月2日（水）から10日（木）まで

③回答

回答は、本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（キ）提案書の提出

提案要請を送付された応募者は、次により提案提出書類を事務局に持参又は郵送で提出する。なお、郵送の場合は受付日までに必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

①受付日時

令和6年10月1日（火）から令和6年11月1日（金）17時まで

②提出書類

「1.1 提案提出書類・作成要領」によるものとする。

（ク）提案を辞退する場合

提案要請された応募者が辞退する場合は、提案辞退届（様式第6号）（1部）を提案書の受付終了開始日前日までに事務局へ直接持参又は郵送により提出すること。

6 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

選定委員会は、「1 1 提案提出書類・作成要領」に沿って、応募者からの提案について、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理指針」等から、第3回選定委員会での応募者のプレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に審査する。なお、仕様書「4-5-7. スケジュール（予定）」記載のとおり、11月中旬に行う第3回選定委員会では応募者によるプレゼンテーションを予定しているが、期日等は応募者に別途通知する。第3回での審査では、提案の中から最も評価点の高い最優秀提案を1件、次に評価点の高い提案を優秀提案として1件選定する。同点の場合は、財政的評価が高い者を優先し、財政的評価点も同点である場合は、ESCOサービス料が低額である方を優先する。

(2) 審査結果の通知及び公表

- (ア) 審査結果は、最優秀提案者に限り文書で通知するものとする。
- (イ) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (ウ) 審査結果は、最優秀提案者の名前に限り本市のホームページで公表する。
- (エ) 審査結果・審査内容に関する問合せには、一切返答できない。

(3) 失格

- (ア) 期限までに書類が提出されない場合。
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (ウ) 審査の公正性に影響を与える行為があった場合。
- (エ) 本要項に違反すると認められる場合。
- (オ) 選定委員会の各委員の評価点合計の平均点が60点（小数点以下切下げ）に満たない場合。

(4) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点の配点
応募者評価	配置予定技術者のE S C O事業に関する実績	1 0
	役割分担等、適切に業務を行うことができる実施体制かどうか	5
	市内事業者を多く活用しているか	5
技術評価	＜技術提案＞ 充実したESCO 事業内容となっているか	2 0
	＜維持管理＞ 契約期間中の維持管理・保守・危機管理体制は適切か	1 5
	＜計測・検証手法及び運転管理指針＞ 契約期間中の検証手法や運転管理指針は適切か	1 0
	＜スケジュール＞ 実施可能なスケジュールとなっているか	5
財政的評価	提案内容と工事費用は妥当か	1 0
	＜事業収支＞ESCO サービス料は抑えられているか	1 0
環境的評価	＜省エネ等効果＞十分な省エネ効果を得られているか	1 0
評価点合計		1 0 0

7 提示条件

応募者は、仕様書記載の内容のもと、以下に提示する条件に基づき、提案提出書類を作成すること。

(1) 提案内容に関する事項

仕様書「4－5－5．E S C O設備の要求水準」を満たす提案を行うこと。

(2) 事業の遂行

仕様書「5－1．事業の遂行」記載のとおり

(3) 事業資金計画等

仕様書「5－2．事業資金計画等」記載のとおり

(4) 必須更新設備

仕様書「2．対象施設」記載している更新が必要な設備については、必ず更新対象とすること。

(5) 設計・施工に関する事項

「12 配付資料」に示す資料を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱費削減額、計測・検証手法を示す提案書等を作成すること。

事業実施にあたっては、既に設置の施設・設備を有効活用することを原則とする。

(6) ベースライン及び削減保証額の設定

(ア) ベースラインの設定

仕様書「5-4-1. ベースラインの設定」記載のとおり

(イ) 光熱費削減額、削減予定額および削減保証額の設定

5-4-2. 光熱費削減額・削減予定額・削減保証額の設定」記載のとおり

(7) E S C Oサービス料の支払い等

(ア) E S C Oサービス料の支払期間

仕様書「5-5-1. E S C Oサービス料の支払期間」記載のとおり

(イ) 支払方法

仕様書「5-5-2. 支払方法」記載のとおり

(ウ) E S C Oサービス料の総支払額

仕様書「5-5-3. E S C Oサービス料の総支払額」記載のとおり

(エ) 削減保証額とベースラインの調整方法

仕様書「5-5-4. 削減保証額とベースラインの調整方法」記載のとおり

(オ) E S C Oサービス料に係る債権の取り扱い

仕様書「5-5-5. E S C Oサービス料に係る債権の取り扱い」記載のとおり

(8) 運転及び維持管理に関する事項

(ア) 運転管理指針の提示

仕様書「5-6-1. 運転管理指針の提示」記載のとおり

(イ) E S C O設備の維持管理

仕様書「5-6-2. E S C O設備の維持管理」記載のとおり

(ウ) 保険

仕様書「5-6-3. 保険」記載のとおり

(9) 計測・検証に関する事項

仕様書「5-7. 計測・検証に関する事項」記載のとおり

(10) 包括的エネルギー管理計画書の作成

仕様書「5-8. 包括的エネルギー管理計画書」記載のとおり

(11) その他

この要項及び仕様書に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

8 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

仕様書「6－1．誠実な業務遂行義務」記載のとおり

(2) E S C O契約期間中のE S C O事業者と本市の関わり

仕様書「6－2．E S C O契約期間中のE S C O事業者の関わり」記載のとおり

(3) 本市とE S C O事業者との責任分担

仕様書「6－3．本市とE S C O事業者との責任分担」記載のとおり

9 契約に関する事項

(1) 契約の手順

仕様書「7－1．契約の手順」記載のとおり

(2) E S C O契約の概要

(ア)契約時期

仕様書「7－2－1．契約時期」記載のとおり

(イ)契約の概要

仕様書「7－2－2．契約の概要」記載のとおり

10 参加表明時提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

下表の提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け3部提出する。ファイル表紙と背表紙に、事業名及び事業者名を記載すること（記載方法：小林市養護老人ホーム慈敬園ZEB改修事業参加表明提出書類●●●●●株式会社）。原本を要する証明書類については、上記3部のうち1部に綴じた上、ファイル表紙と背表紙に赤字で「原本」と記載し、他の2部はコピー可とする。

	書類名称	指定様式	対象役割	原本・写しの別
(ア)	参加表明書	様式第2号	事業役割のみ (代表事業者のみ)	原本
(イ)	グループ構成表（構成員の間 で交わされた契約書又は覚書 等を含む）	様式第3号	全ての役割	原本
(ウ)	印鑑証明書	—	全ての役割	原本
(エ)	商業登記簿謄本	—	全ての役割	写し
(オ)	納税証明書	—	全ての役割	写し
(カ)	財務諸表	—	全ての役割	写し
(キ)	会社概要	—	全ての役割	—
(ク)	有資格者技術者内訳表	様式第4号	設計役割のみ	—
(ケ)	ZEBプランナー登録票	—	設計役割のみ	写し
(コ)	ESCO関連事業実績一覧表	様式第5号	事業役割のみ	—
(サ)	建設業許可証明書	—	事業役割 建設役割	写し
(シ)	各資格者免許証等	—	全ての役割	写し
(ス)	監理技術者免許証及び監理技 術者講習修了証	—	建設役割のみ	写し

※「原本」と指定のあるものは、必ず原本で提出すること。「写し」と指定のあるものは、原本のコピーでも可とする。

※P4「3 応募条件（4）応募者の制限」の本文但し書きに該当しないグループの構成員で、参加表明時において、令和6年度小林市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、提案書提出までに当該名簿に登載されていること。なお、この場合において提案書提出までに当該名簿に登載されていない場合は、「6 審査及び審査結果の通知（3）失格（エ）本要項に違反すると認められる場合。」に基づき失格となるので留意すること。~~グループの構成員で令和6年度小林市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、役員の「氏名」「住所」「生年月日」「誓約書及び照会承諾書」を提出すること。~~

(2) 作成要領

(ア) 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は代表企業名で作成すること。

(イ) グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割）を明確にすること。構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

（ウ）印鑑証明書

所管法務局発行の証明書で、受付日前3か月以内に発行されたものであること。

（エ）商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の履歴事項全部証明書で、受付日前3か月以内に発行されたものとし、現在事項証明書は認めないこととする。

（オ）納税証明書

- ① 法人税、消費税及び地方消費税
- ② 法人事業税及び法人都道府県民税の納税証明書
- ③ 法人市民税及び事業所税の納税証明書

以上の①～③を各1通ずつ綴じたもの。②及び③については、最新決算年度のもので、未納税額・納付額がない旨の証明書でも可とする。また、事業所が複数箇所ある場合には、本ESCO契約を締結する事業所を管轄する都道府県又は市町村で発行されたものに限る。

（カ）財務諸表

最新決算3か年度分の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、キャッシュフロー計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。また、応募者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告書を作成していない場合には、税務申告書）の写しを併せて提出すること。

（キ）会社概要

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数等を網羅したもの（A4縦版、書式自由）。なお、これらの内容を含む応募者のパンフレット等による代用も可とする。

（ク）有資格技術者内訳書（様式第4号）

（ケ）ZEBプランナー登録票

（コ）ESCO関連事業実績一覧表（様式第5号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。なお、事業実績とは、過去に事業役割又は設計役割として契約した省エネルギー保証を行う省エネルギー改修工事又はESCO事業及びそれに類する事業の実績を指す。

- ・事業件名：契約書上の正確な名称を記入すること。
- ・発注者：発注者名を記入すること。
- ・受注形態：単独又はグループの別を記入すること。
- ・契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。
- ・契約年月日：契約締結日を記入すること。
- ・契約期間：契約始期及び終期を記入すること。
- ・施設概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること。

- ・主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、保証の有無、計測・検証の有無、役割（事業役割又は設計役割）を記入すること。

（サ）建設業許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する一般建設業又は特定建設業許可証明書（確認書）の写しを提出すること。受付日前3か月以内に発行されたものに限る。但し、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。建設業許可通知書は認めない。

新規申請又は更新申請直後で建設業許可通知書が発行されていない時は、建設業許可証明書が発行されないことがある。この場合は、申請受理書等その旨が確認可能な書類の写しを提出するとともに、正規の建設業許可証明書が発行された時点で直ちに提出すること。ただし、結果的に許可又は更新が認められなかった時は本事業への参加資格がないこととする。

（シ）各資格者免許証

様式第4号に記載した有資格技術職員のうち、各資格の代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

また、グループで参加の場合、当該有資格者がどの構成員か分かるよう免状部分に構成員名を記載すること（手書き可）。

（ス）監理技術者資格者証等

建設業法第26条に規定する1級電気工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士の監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証で有効なものの写しをカラーで提出すること。

また、複数の建設役割で参加の場合、当該有資格者がどの構成員か分かるよう、免状部分に事業者名を記載すること（手書き可）。

1 1 提出書類・作成要領

(1) 提案時の提出書類

下表の提出書類に各々の書類符号を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを12部提出する。ファイルは1冊にまとめること（ファイルの厚さは書類枚数に応じ自由）。

ファイル表紙と背表紙に、事業名称及び提案要請番号を記載すること（記載方法：小林市養護老人ホーム慈敬園ZEB改修事業提案書提案要請番号●●●）。なお、様式第7号は、1部のみ全てを記載の上、実印を押印し、他の11部は応募者が特定できないよう、提出部分が無記載（押印なし）とすること。

なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

	書類名称	指定様式	備考
(1)	提案書提出届	様式第7号	1部のみ記載・押印
(2)	提案総括表	様式第8号	応募者が特定できないようにすること。
(3)	技術提案書	様式第9号	
(4)	事業資金計画表	様式第10号	
(5)	維持管理等提案書	様式第11号	
(6)	主要機器等の設置計画図	様式第12号	

(2) 作成要領

(ア) 一般的事項

- ①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとすること。なお、フォントはMSゴシック10.5ポイント以上とすること。
- ②A4縦版で枚数に制限は設けない。ただし、図面やフロー図等A4縦版に収まらないもののみA3横版を認める（様式を拡大すること）。
- ③提案書には、各ページの下中央に、書類名称番号とページ番号を記載すること。書類名称番号とは、上表最左列の番号のことであり、ページ番号は、その書類名称番号内での通し番号とすること。
- ④様式第7号の1部を除き、提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- ⑤エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行うこと。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電気	9.97 MJ/kWh	0.462 kg-CO ₂ /kWh
LPガス	100.51 MJ/m ³	6.451 kg-CO ₂ /Nm ³

※1次エネルギーとは、自然から採取されたままの物質を源としたエネルギー。石油や石炭、天然ガス等の採掘資源のほか、太陽光、水力、風力といった再生可能エネルギーや薪、木炭等も含まれる。

※排出係数は、電気については「九州電力㈱」、LPガスについては「日本LPガス協会」の公表値とする。

(イ) 提案総括表

①改修提案項目一覧（様式第8号の1）

省エネルギー改修項目ごとに、1次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載すること。

②E S C O契約内容提案書（様式第8号の2）

削減予定額、削減保証額、E S C Oサービス料、契約期間について記載すること。

(ウ)技術提案書

①改修提案項目の説明（様式第9号の1）

応募者が提案する省エネルギー手法をその効果とともに記載すること。改修提案項目ごとに改ページし、各々の改修提案項目内に、下記の項目について必ず記載すること（ただし、これら以外の項目の記入を制限するという意味ではない）。

a 改修提案項目（タイトル）

「様式第8号の1」の改修提案項目と一致させること。

b 総括概要（数行程度の文章で）

c 改修前と改修後の比較図

設備構成図、設備フロー図、写真等による比較を行うこと。

d 既存設備の撤去

撤去範囲及び撤去方法を記載すること。

e 数値による詳細説明

改修前と改修後のより詳細な比較説明を記載すること。光熱費削減量、1次エネルギー削減量及び削減率、二酸化炭素削減量及び削減率、年間削減予定額に関する詳細説明、削減想定条件、計算過程等を示し、数値的説明のほか、適宜グラフ、図、表を用いること。

②環境への配慮（様式第9号の2）

NOX、SOX、ばいじん、騒音、ヒートアイランド等の環境対策及び電力使用ピーク時間帯の節電対策について記載すること。

③E S C O設備と既存設備の関係（様式第9号の3）

E S C O設備と既存設備以外の既存設備との間における、運転管理、制御、維持管理等で工夫する内容を記載すること。また、E S C O設備が既存設備に対し、既存設備の更新や効率化改修に寄与する内容について記載すること。

④工事中的対応（様式第9号の4）

工事施工にあたり、安全管理、工程管理、品質管理等において特に重要と判断し工夫する内容及び現地施工時期、空調等停止期間、工事完了期限、設備引き渡しに関する内容について記載すること。また、利用者への影響が出る期間、内容等について記載すること。

⑤市内業者の参画（様式第9号の5）

下請け業者、協力業者の選定に当たって、市内業者の参画について配慮していることがあれば記載すること。

⑥契約期間終了後の対応（様式第9号の6）

契約期間終了後の対応に関し、下記の事項について記載すること。

a 契約期間終了時点での想定されるE S C O設備のメンテナンス状況（部品交換やオーバーホール済みの状況等）。

b 契約期間終了後に想定される維持管理方法に関し、E S C O設備ごとに、定期点検（法令上必要なものも含む）、定期保守（フィルタ清掃等を含む）、消耗品交換（照明器具ランプの交換等を含む）、オーバーホール、メンテナンスフリー等について、内容や頻度等を記載すること。保守の容易性や部品確保の難易度等について特筆することがあれば併せて記載すること。

- c 将来的な空調負荷の増加や施設の運用状況の変化、あるいは施設の改修工事（屋上防水工事等）をした場合、これらに対応するための設備上の工夫点等があれば記載すること。

(エ)事業資金計画表

①事業収支計画書（様式第10号の1）

契約期間中における、本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。この様式はA3横版とする。

②改修工事等サービス料経費（様式第10号の2）

改修工事等サービスに係る費用を記入すること。詳細診断費には、包括的エネルギー管理計画書作成の費用も含める。

(オ)維持管理等提案書

①維持管理計画・見積書（様式第11号の1）

a E S C O設備の維持管理計画書

E S C O設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。E S C O設備に必要な維持管理（E S C O設備全てについての定期点検、定期保守、消耗品交換等）をE S C O事業者自らの負担で行うものとするが、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて記載すること。行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

b 維持管理見積書

契約期間中の毎年要する維持管理費用を、機器別かつ種類（定期点検、定期保守、消耗品交換等）別に示すこと。フルメンテナンスの場合はその旨を備考欄に記入すること。維持管理費用が年度ごとに異なる場合、各年度別に記入すること（但し、年間のE S C Oサービス料を一定とする）。

c 契約期間終了後の維持管理計画

契約終了後の想定されるE S C O設備の維持管理費用と想定される光熱費削減額を示すこと。この費用は、応募者自らが行った場合と仮定して示すこと。「定期点検内容等」欄は、上記bの区別と合わせること。

②計測・検証計画書（様式第11号の2）

a 省エネルギー効果の計測・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

全ての改修提案項目について、エネルギー種別（電気、ガス等）ごとに記載すること。新たに計測機器等を設置する場合や既存の計測機器等を流用する場合は、その計測機器等の名称や設置箇所を、また、計測機器等によらない場合は、その計測・検証方法の理論を記載すること。行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

b 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用とその算定根拠を示すこと。行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

c 計測・検証費見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。また、計測・検証する上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

③運転管理方針計画書（様式第11号の3）

a 運転管理方針

E S C O設備及び本市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、E S C O事業者と本市の役割について記載すること。行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

b 運転管理費見積書

運転管理の助言等について、毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

④緊急時対応提案書（様式第11号の4）

E S C Oサービス期間中に発生が想定されるE S C O設備の故障や自然災害に対し、提案内容がもつ安全性、信頼性、対応柔軟性について記載すること。施設の特長性を考慮している点があれば、併せて記載すること。

(カ)主要機器等の設置計画図（様式第12号）

提案するE S C O設備の設置箇所を示すこと。建物内については各階平面図に、建物外については敷地平面図に、設置場所が分かるようにすること。併せて、機器名称や仕様、適宜部屋名を記載すること。なお、個数が多い場合は、例えば部屋ごとに個数を記載するなど、簡略化も可とする。書式は自由とし、縮尺は厳密でなくてもよいものとする。

1.2 配付資料

(1) 配付資料の内容

提案要請を受けた応募者に配付する配付資料（電子データは次のとおりとする）。配付資料は参考資料であり、参考資料の記載事項と現地ウォークスルー調査による確認内容との間に差異が生じた場合、現地の状況を正として提案すること。

(ア)施設概要

(イ)過去3年間の月別光熱費（電気・ガス）及び使用量

(ウ)機器リスト（電気、空調）

(エ)系統図（電気、空調）

(オ)単線結線図

(カ)建物外観図（平面図、立面図）

(キ)各階平面図

(ク)その他図面（外皮関係の竣工図等）

(2) 配付要領

上記の資料は、下記の要領で配付する

(ア)配付方法

提案要請を受けた応募者に、無償で配付する。

(イ)配付場所

事務局にて直接配付する。

(ウ)配付期間

令和6年9月27日（金）～令和6年10月4日（金）

受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00

（土・日曜日・祝日を除く）